

神戸市交通局技術職員（市バス運転士：短時間勤務会計年度任用職員）募集案内

令和4年9月
神戸市交通局

1. 募集人員

市バス運転士（短時間勤務会計年度任用職員） 約10名

2. 受験資格

(1) 次のア～ウの各条件を備えている人は受験できます。（年齢と学歴は不問）

選考区分 条件	市バス運転士（短時間勤務会計年度任用職員）
ア 資格	<ul style="list-style-type: none"> ●大型自動車第2種免許を有し、過去3年間の交通違反の点数の合計が4点以下の人 ●大型自動車^{*1}の実務経験が継続して1年以上ある人^{*2} <p>※1：大型自動車…車両総重量11トン以上、最大積載量6.5トン以上、又は乗車定員30人以上 ※2：合格内定者に対し、後日証明書の提出を求めます</p>
イ 住居	勤務に支障がないところに居住している人 (採用確定の際、この条件を備えることができる人はこの限りではありません。)
ウ 身体	視力(両眼で1.0以上、かつ、1眼でそれぞれ0.7以上の人(矯正視力を含む))、視野、聴力、言語・運動機能等に障害がなく、赤色・青色・黄色の識別ができる人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

なお、日本国籍を有しない人も受験できます（就職が制限されている在留資格の人は除く）。

3. 選考 下記のとおり口頭試問及び実技試験等を実施します。（詳細は受験票送付時にご連絡します。）

日時	令和4年11月4日（金） 9時00分～（予定）
場所	神戸市交通局研修所（神戸市須磨区西落合2-3-1）
科目	<p>口頭試問 人物について面接により行います。</p> <p>運転技能 自動車運転の実技について行います。^{*3}</p> <p>適性検査 乗合自動車運転士としての適性の有無について行います。</p> <p>※3：過去1年間の間に、神戸市交通局職員として、乗合自動車での営業運転の実績がある人については、技能試験を省略します。 (身体検査については、合格内定者について、別途日程を設けます。)</p>
発表	<p>令和4年11月下旬（予定）</p> <p>神戸市交通局ホームページで、合格者の受験番号を掲載します。なお、合格者には文書で通知しますが、不合格者への通知は行いません。</p> <p>(神戸市交通局ホームページ：http://www.city.kobe.lg.jp/kotsu/)</p>

4. 申込手続

(1) 「申込書」及び「写真票」「受験票」「受験票返信用」に必要事項を記入し、「申込書」及び「写真票」に申込前6ヶ月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向で縦4cm、横3cmのもの)を、「受験票返信用」に84円分の切手をそれぞれ貼付し、**運転免許証のコピー**、**運転記録証明書^{*4}**と併せて郵送または直接提出してください。

※4：証明日については、**受験申込日（郵送消印日）の前1か月以降の日付**で証明を受けてください。

(2) 受付期間 **令和4年10月20日（木）【必着】まで**

5. 採用

合格者は、令和5年1月1日の採用予定です。

6. 任用条件等

(1) 任用期間 採用日から令和5年3月31日まで。

※採用（再度の任用の場合を含む）については条件付採用となります（地方公務員法第22条の2第6項）。条件付採用期間については、任用開始から1箇月（実際に勤務した日数が15日に満たない場合、15日に達する日まで）となり、この期間を良好な成績で遂行した場合に正式採用となります。

(2) 再度任用 任用期間満了後、引き続き任用を希望する場合には、再度の任用に係る選考を受験し、合格する必要があります。また、再度の任用は毎年4月1日とし、事業の都合により再度の任用をできない場合があります。（再度任用は、最大4回まで行うことがあります。）

(3) 勤務時間 休憩時間を除き、1週間当たり20時間勤務とします。（※所定時間外労働の有無・・・有）
また、変則勤務のため、週休日は土、日曜日に限りません。

(4) 給与 月額約137,000円（地域手当含む）、年収約200万円、その他、通勤手当、時間外勤務手当等

(5) 休暇 年次有給休暇、夏季休暇等が付与されます。

- (6) 保 険 等 健康保険（共済短期）、厚生年金、雇用保険の被保険者となります。
また、公務上及び通勤途上の災害については、労働者災害補償保険が適用されます。
- (7) そ の 他 地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

7. 問い合わせ先（申込書提出先）

神戸市交通局職員課 住所：神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（御崎Uビル3階）
電話：(078)984-0111

Q & A

1. 交通違反の点数について

Q 過去3年間の累積点数が4点以下ならばよいのか。

A 累積点数ではありません。過去3年間の違反点数の合計点が4点以下であれば資格があります。

2. 運転記録証明の提出について

Q 証明に時間がかかり、申込時に間に合わない場合はどうしたらよいか。

A 何らかの理由により、申込時に証明書が間に合わない場合、その旨を神戸市交通局職員課までご連絡いただいたうえで、選考時にご提出ください。

3. 試験の日程について

Q 選考の日程を変更してもらえるのか。

A 受験者の方の個別事情による日程の変更には応じることはできません。

4. 兼業について

Q 現在、働いている会社と兼業することは可能か。

A 兼業は可能ですが、兼業先における1週間当たりの労働時間と神戸市交通局における1週間当たりの労働時間（20時間）を合計した労働時間が労働基準法における法定労働時間（40時間）を超えることはできません。また、兼業を行う場合は、お勤め先の会社へ1週間当たりの所定労働時間を確認いたします。

5. 身体検査について

Q 合格内定後の身体検査の結果は採用に影響するのか。

A 身体検査の診断結果を鑑みて、乗務が不可能と判断される場合は、合格内定者であっても内定を取り消す場合があります。